対象事業が決定しました

21年度の元気なまちづくり総合補助金

平成21年度の「元気なまちづくり総合補助金」の対象事業が決まりました。

合同会社K′sフィードサービスの「飼料調製・配送外部委託による地域活性化事業」、訓子府町特産品販路拡大研究会の「訓子府のこだわりの逸品発掘事業」、葬儀サポート「くんねっぷ」の「訓子府町葬儀サポートシステム構築事業」です。

各団体の事業内容は、表のとおりです。

6月26日の選考審査会（委員長・道立北見農業試験場 玉木哲夫場長）で採択され、7月3日に菊池町長から3団体の代表に採択決定通知書が手渡されました。

元気なまちづくり総合補助金は、町の発展につながる新しい事業や取り組みを支援するもので、20年度スタートし、昨年は2団体の事業が採択されました。

事業名	申請団体（代表者）	事業内容
飼料調製・配送外部委託による地域活性化事業	合同会社K′sフィードサービス（業務執行代表社員　稲邊文男）	6戸の酪農家共同による集中飼料生産および配送事業（TMR）
訓子府のこだわりの逸品発掘事業	訓子府町特産品販路拡大研究会（代表　谷口武彦）	町民有志5人による、地場産品の販路拡大、訓子府ブランド形成に向けた実践および研究活動
訓子府町葬儀サポートシステム構築事業	葬儀サポート「くんねっぷ」（代表　堤　三樹磨）	10人の役員が中心となり、町内の葬儀・法要時の運営をサポート

9月20日(日)に管内町村職員の採用試験

■**試験区分**
○大学卒
○高校卒（短大、高専、専門学校卒含む）

■**受験資格**
○大学卒　昭和57年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方
○高校卒　昭和61年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方

■**試験日**　9月20日(日)

■**試験会場**　網走桂陽高等学校（旧網走向陽高等学校）

■**受付期間**　8月14日(金)まで（郵送の場合は8月14日までの消印有効）

■**受付場所**　網走支庁管内町村会（網走市北7条西3丁目　網走総合庁舎内）。申込書用紙は、役場または網走支庁管内町村会へ請求してください。

■**問合せ**　総務課職員係（☎47―2112　役場2階　窓口10番）

訓子府町人事

7月1日付

◇**町教育委員会**

■**幼稚園・保育園**

▽幼稚園幼稚園係主任（保育園保育園係主任）硯見直美

▽保育園保育園係主任（幼稚園幼稚園係主任）濱野厚子

平成21年度自衛官募集

自衛隊帯広地方連絡部北見募集事務所（☎23-6826）

募集種目		資格	受付期間	1次試験
防衛医科大学校		高卒（見込）21歳未満	9月　7日～10月2日	10月31日・11月1日
防衛大学校				11月7・8日
航空学生			8月　1日～9月11日	9月23日
看護学生		高卒（見込）24歳未満	9月　7日～10月2日	10月24日
一般曹候補学生		18歳以上27歳未満	8月　1日～9月11日	9月19日
2等陸海空士	男	18歳以上27歳未満	年間を通じて	9月16・17日
	女		8月　1日～9月11日	9月28日

※1次試験の日程は、試験地が美幌町のものを掲載しています

新型インフルエンザに備えて　～①基礎知識編～

新型インフルエンザとは何か

新型インフルエンザの予防対策などについて広報6月号で紹介しましたが、7月に北見保健所管内でも発症が確認されたことから、あらためて今回から3回にわたり新型インフルエンザのシリーズを掲載します。

1回目の今月号は、「新型インフルエンザとは何か（基礎知識編）」をテーマにしました。

2回目は、「糖尿病と新型インフルエンザ」、3回目は、「毎日の体調チェックと自宅での看病の仕方（対策編）」を取り上げる予定です。

■新型インフルエンザとは

従来は人に感染することのなかった鳥インフルエンザ、豚インフルエンザのウイルスが変化して人から人へ次々に容易に感染するインフルエンザを「新型インフルエンザ」と呼びます。

■季節性インフルエンザと新型インフルエンザ

通常、インフルエンザは冬季に流行する季節性のインフルエンザを指します。これまでの季節性インフルエンザは、ほとんどの人がそれらのウイルスに対して、過去の感染やワクチン接種によって基礎免疫をもっています。

新型インフルエンザは、一度発生すると1～2年間大流行する恐れがあります。国民の7割程度の人が感染し、その免疫を持った場合、今までのウイルスと入れ替わって「季節性のインフルエンザ」として、次の新型インフルエンザが出てくるまで、毎年流行するといわれています。

●新型インフルエンザで想定される症状●
初期症状＝発熱（38度以上）、
強い倦怠感（けんたいかん）、筋肉痛、
関節痛、腹痛や下痢、
せき、たんなど
悪化したとき＝呼吸不全などの肺炎症状

○相談窓口

38度以上の発熱やせきなどの症状があり、7日以内に新型インフルエンザ患者が発生した地域に滞在または旅行した方や新型インフルエンザの感染などで心配のある方は、医療機関を受診する前に、必ず**「北見保健所発熱相談センター」**にご相談ください。

○北見保健所発熱相談センター　開設時間　8時45分～17時30分
（土・日・祝日を除く　☎24-4173 FAX 24-4199）

戦傷病者などの妻に特別給付金

請求期限は9月30日まで

特別給付金は、戦傷病者を長年介助および看護されてきた妻のご労苦をねぎらうことを目的に、国から戦傷病者の妻に支給するものです。

○**対象者**　給付金の支給対象となるのは、平成18年10月1日に生存している日本国籍を有する次の方です。

1. 平成18年に最終償還を迎えた「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の受給権を有する方➡**継続支給**
2. 平成18年に最終償還を迎えた「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の受給権を有する方で、夫である戦傷病者が平成5年4月1日から平成15年3月31日までに死亡している方
   ①戦傷病者が公務傷病などにより死亡した場合
   ➡**戦没者等の妻に対する特別給付金**
   ②戦傷病者が公務傷病など以外で死亡した場合➡**特例支給**
3. 平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、新たに戦傷病者の妻となった方
   ➡**新規支給**

請求は今年9月30日までで、それ以降は請求ができなくなります。

支給内容や請求手続など、詳しくは福祉保健課社会福祉係（☎47-5555　総合福祉センター窓口7番）までお問い合わせください。